

第19章 代理出産

代理出産の協定は、書面で得た上で裁判所の承認を受けなければならない

292. (1) 代理出産の協定は以下の条件を満たすものとする。

- (a) 協定は書面化され、関係者全員の署名がある。
- (b) 協定は南アフリカ共和国に提出されている。
- (c) 代理出産を依頼する夫婦のうち少なくとも一人、もしくは依頼者が独身の場合はその人間が、協定を得るときに南アフリカ共和国に住んでいる。
- (d) 代理母が、もしくは夫かパートナーがいる場合は夫婦が、協定するとき南アフリカ共和国に住んでいる。
- (e) 依頼者の住所がある、もしくは定住場所の管轄の高等裁判所によって協定が承認を受けている。

(2) 正当な事由があれば、裁判所はこの条項の(1)(d)款に示された要件を取りやめることができる。

夫、妻、パートナーによる協定

293. (1) 依頼者が結婚、もしくは内縁関係にある場合、依頼者の夫か妻、もしくはパートナーが書面で協定し、協定の当事者とならない限り、裁判所は承認しない。

(2) 代理母が結婚、もしくは内縁関係にある場合、代理母の夫かパートナーが書面で協定し、協定の当事者とならない限り、裁判所は協定を承認しない。

(3) 子供と遺伝的なつながりのない代理母の夫やパートナーが、不当に協定を承認しない場合、裁判所は協定を承認してもよい。

子供との遺伝的つながり

294. 子供の受胎には依頼夫婦の配偶子を使うこと、それが生物学的、医学的、または他の正当な理由で不可能な場合は少なくとも依頼夫婦どちらかの配偶子、また依頼者が独身の場合はその人間の配偶子を使うことが条件であり、そうでない場合には代理出産の協定は無効となる。

裁判所による承認

Children's Act

295. 裁判所が代理出産の協定を承認するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- (a) 依頼者が子供を生むことができず、その状況は永続的で回復不能である場合；
- (b) 依頼者／依頼者らが
 - (i) 本法律の観点に照らして協定を申請する資格がある；
 - (ii) 全ての点で、生まれる子供の親となるのにふさわしい人間である；
 - (iii) 協定から生じる法的結果、本法律、それに伴う自分たちの権利と義務について、理解し、受け入れている；
- (c) 代理母は
 - (i) 本法律に照らした上で、協定を申請する資格がある；
 - (ii) 全ての点で代理母になるのにふさわしい人間である；
 - (iii) 協定から生じる法的結果、本法律、それに伴う自分の権利と義務について、理解し、受け入れている；
 - (iv) 代理出産を収入源としていない；
 - (v) 商業目的でなく利他的な動機から同意している；
 - (vi) 少なくとも1回は妊娠歴があり、正常に出産したことを文書で証明できる；
 - (vii) 彼女自身の子供を一人は持っていること
- (d) 協定には、生まれる子供に対する安定した家庭環境での接触、世話、教育、一般的福祉や、子供の誕生前に依頼者夫婦、もしくはそのどちらかの死亡、離婚や別居になった場合の処遇も含まれる。
- (e) 一般的に、関係者全員の個人的環境や家族環境、特に生まれる子供の利益を優先的に考慮に入れて、協定が承認されるものとする。

代理母の人工生殖

296.(1) 代理母の人工生殖は、以下の状況で行なってはならない。

- (a) 代理出産の協定が裁判所の承認を得る前；
- (b) 裁判所で当該協定が承認された日から18ヶ月が経ち、協定が失効した後；

(2) 本法律で定められた協定の下に代理母の人工生殖が行なわれる場合は必ず、National Health Act, 2003 の条項に従っていなければならない。(Act No.61 of 2003)

子供の地位に関する代理出産の協定の効力

297. (1) 代理出産の有効な協定に伴い

- (a) 本協定において生まれた子供は、生まれた瞬間から、依頼者の子供となる；
- (b) 代理母は出産のあと、引き渡し可能と判断されればすぐに依頼者に子供を引き渡さねばならない；
- (c) 代理母やその夫、パートナー、親戚は子供と親子関係を持ったり世話をしたりする権利は一切ないものとする；
- (d) 代理母やその夫、パートナー、親戚は、関係者間で協定がない限り、子供と接触する権利を持たない；
- (e) 292 条と 293 条に従い、代理母の協定は、代理母に人工生殖が施された後に撤回することはできない；
- (f) 子供は代理母やその夫、パートナー、親戚に対して生活費や相続を要求する権利はない。

(2) 本法律の条項に従わない代理出産の協定は不正であり、そうした不正協定の結果生まれた子供は、代理母の子供とみなされる。

代理出産の協定の撤回

298.(1) 子供と遺伝的つながりをもっている代理母は、子供の誕生後 60 日未満ならいつでも、裁判所への通知書類を作成することで代理出産の協定を撤回することができる。

(2) 裁判所は 295 条に従い、協定の関係者への通告と意見聴取の後で代理母が自発的に協定を撤回し、その結果を彼女も理解している場合、協定の承認を取り消さなくてはならない。また、子供の利益にとって最善と思われる場合には、裁判所はその他に適切な命令を下すことができる。

(3) 代理母は本項に定める撤回の権利を行使する際、依頼者から負債を課せられることはない。ただし 301 条に従い、依頼者が支払った分の弁償はしなくてはならない。

代理出産の協定の撤回による結果

299. 298 条に従って代理出産の協定が撤回された場合

- (a) 子供の出産後に協定が撤回された場合、297 条に定められたすべての親権は無効となり、代理母、その夫かパートナーが親となるか、そうでない場合は依頼者である父親にその権利が与えられる；
- (b) 子供の出産前に協定が撤回された場合、誕生した瞬間から子供は代理母、その夫か

Children's Act

- パートナーの子供となり、そうでない場合は依頼者である父親の子供となる；
- (c) 代理母とその夫かパートナーが、そうでない場合は依頼者である父親が、親になる義務を受け入れる義務がある。
- (d) (a)(b)に従い、依頼夫婦は親になる権利を一切失い、養子縁組でしかそうした権利を得ることはできなくなるものとする；
- (e) (a)(b)に従い、子供は依頼夫婦やその親戚に対し、生活費や相続を要求することはできない。

妊娠中絶

300. (1) 代理出産の協定は Choice on Termination of Pregnancy Act,1996(Act No.92 of 1996)に従って行なわれた中絶によって破棄される。

(2) Choice on Termination of Pregnancy Act,1996 の目的にのっとり、中絶の決定権は代理母にあるが、代理母は中絶の前にその決定を依頼者に知らせ、中絶を行なう前に依頼者と相談せねばならない。

(3) 代理母は本条項に従って中絶する権利を行使するにあたり、依頼者から負債を課せられることはない。ただし、中絶が医学的な理由で行なわれたのでない限り、依頼者が 301 条に従って払った分の弁償はしなくてはならない。

代理出産に対する報酬の禁止

301.(1) 款(2)(3)に従い、代理出産の協定に関して、誰に対しても現金などの形で報酬や補償を支払ったり、支払う約束をしたり、受け取ったりしてはならない。

(2) 代理母や、代理出産の協定あるいはその協定の履行に関係する人間に対し、補償の支払いの約束や合意を取り付けてはならない。ただし、以下についての要求は認める。

- (a) 代理母の人工生殖、妊娠、出産、代理出産の協定の承認について直接かかった費用；
- (b) 代理出産の協定によって、代理母が逸失した収入
- (c) 妊娠によって引き起こされる可能性のある、代理母の死や障害などに備えた保険代；

(3) 295 条の代理出産の協定という観点から、誠実で専門的な法的、医療的サービスを行なった人間には、それに応じて妥当な補償が与えられるものとする。

当事者の身元

302.(1) 代理出産の協定に関して裁判所に提出された関係者の身元は、当事者の書面による同意を得ることなしに公開してはならない。

(2) 代理出産の協定により生まれた人間の身元を特定するような事実は一切公開してはならない。

特定の行為の禁止

303.(1) 本法律の条項に従って裁判所で承認された場合以外で、代理出産の協定を履行して女性に人工生殖を行ったり、そうした人工生殖を手助けしたりしてはならない。

(2) 補償のやり取りがあることを前提にして、代理出産に協定することや、協定できると名乗り出てはならない。

(訳 牧由佳・日比野由利)